

(滋賀県メディカルコントロール協議会の構成等)

平成28年4月1日時点

(協議会)

【委員】

〈定数〉

30人以内

〈任期〉

2年

〈委員〉

消防法第35条の8第2項各号に掲げる者

- ・各消防本部(消防長)
- ・各圏域中核病院(院長、救命救急センター長等)
- ・診療に関する団体(医師会、病院協会)
- ・県の担当課長(防災危機管理局、健康医療課、障害福祉課、保健所)
- ・学識経験者(滋賀医科大学医学部附属病院)

〈会長〉

委員の互選により選出

「知事」が任命

【専門委員】

〈定数〉

定めなし

〈任期〉

任期なし(当該専門事項に関する審議が終了した時に解任)

〈専門委員〉

当該専門事項に関して知識と経験を有する者

- ・精神科の関係団体
- ・関係団体(消防長会)
- ・各消防本部(救急救命士)
- ・各地域MC協議会

「会長」が任命

(部会)

【実施基準策定部会】

〈所掌事務〉

実施基準の策定、検証に関する事項

〈構成〉

【委員】

- ・各圏域中核病院(院長、救命救急センター長等)
- ・学識経験者(滋賀医科大学医学部附属病院)

【専門委員】

- ・精神科の関係団体
- ・各消防本部(救急救命士)

〈部会長〉

部会委員の互選により選出

【委員】および【専門委員】から「会長」が指名

【メディカルコントロール部会】

〈所掌事務〉

病院前救護体制の向上に関する事項

〈構成〉

【委員】

- ・各救命救急センター
- ・診療に関する団体(医師会、病院協会)
- ・学識経験者(滋賀医科大学医学部附属病院)

【専門委員】

- ・関係団体(消防長会)
- ・各地域MC協議会

〈部会長〉

部会委員の互選により選出